

災害時における物資の供給等に関する協定

姫路市（以下「甲」という。）と本田冷蔵株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における物資の供給等に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害、大火災等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が、乙の協力を得て被災者に対して、迅速かつ円滑な物資の供給及び倉庫を活用した物品の保管について定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時における応急措置のため、緊急に物資の調達又は物品の保管が必要となった場合は、応援要請書（様式第1号）をもって乙に供給の要請をするものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、甲に対し、優先的かつ速やかに供給を行うものとする。

（協力の内容）

第4条 協力の内容は、次のとおりとし、乙は甲に対し、災害時において乙の可能な範囲での対応を行うものとする。

- (1) 袋及びカップ入り氷等の氷製品の供給
- (2) ワクチン等医療用薬品、その他冷凍冷蔵を必要とする物品の保管

（報告）

第5条 乙は、要請のあった業務を実施したときは、速やかに、甲に対し、実施報告書（様式第2号）により報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 乙が甲に供給した物資の対価及びその運搬等の費用は、甲が負担するものとする。また、乙が実施した業務に要した費用（人件費、輸送費、保管料等、乙が支出した額）のうち甲が負担する経費については、甲乙協議して決定するものとする。

（車両優先通行の確保）

第7条 甲は、災害時において乙が物資を配送し、及び供給する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（平常時の活動）

第8条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため平素から情報交換や甲が行う防災訓練への参加等に努め、緊急時に備えるものとする。

（連絡責任者）

第9条 要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡責任者を甲乙協議のうえ、別に定める。

（協議）

第10条 甲と乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。

2 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 11 条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が、文書をもって協定の解除を通知しない限りその効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 3 年 (2021 年) 4 月 1 日

甲 姫路市安田四丁目 1 番地
姫路市
姫路市長 清元 秀泰

乙 姫路市網干区高田 3 5 5
本田冷蔵株式会社
代表取締役社長 本田 明良